

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成24年12月13日(木) 13:02~14:40

開催場所 第2委員会室

出席委員 7名

岡 史朗 委員長

猪奥 美里 副委員長

阪口 保 委員

森山 賀文 委員

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

今井 光子 委員

欠席委員 1名

田中 惟允 委員

出席理事者 浪越 産業・雇用振興部長

富岡 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 12月定例県議会提出議案について

(付託議案)

議第71号 平成24年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(経済労働委員会 所管分)

議第73号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会 所管分)

議第74号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

〈会議の経過〉

○岡委員長 それでは、ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本日の欠席は田中委員です。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第書に記載のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告については正・副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみとなりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明願います。

○浪越産業・雇用振興部長 12月定例県議会提出議案のうち、産業・雇用振興部に係りますものについてご説明を申し上げます。

第309回定例県議会提出、「平成24年度一般会計補正予算案その他」をごらんいただきたいと思えます。

10ページ、議第73号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、現在は要綱等に基づき設置を行っている会議等につきまして県全体で実態調査を行った結果、新たに67の会議等を県の附属機関に位置づける必要があるとの判断をしたため、条例改正を行うものでございます。14ページに当部所管のものがございます。

まず、奈良県営競輪あり方検討委員会のほか15ページに伝統的工芸品指定委員会、それから工業技術センター研究開発評価委員会、高付加価値獲得支援補助金事業評価委員会、奈良県高山第1工区立地基準等審査会、奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議等の委員会でございます。施行の期日につきましては、公布の日からを予定をしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○富岡農林部長 それでは、平成24年12月定例県議会提出予定議案についてのご説明を申し上げます。「予算案の概要」の4ページ、農林業の振興のところでございます。

まず、農地及び農業用施設災害復旧事業でございます。ことしの9月の台風17号などにより被災をいたしました奈良市、山添村など8市町村の農地及び農道、あるいは農業用水路などの農業用施設の復旧に対する補助といたしまして9,100万円の補正をお願いしております。

続いて、シイタケ原木導入費支援事業でございます。東日本大震災の影響によりまして、シイタケ原木の不足や価格の高騰が見られ、購入先の変更などによる経済的負担を強いられた事業体に対する助成といたしまして130万円の補正をお願いしております。

6ページ、繰越明許費の補正でございます。新規といたしまして、治山事業において2

億8,500万円の繰越明許費の補正をお願いしております。これは主に紀伊半島大水害により山腹崩壊が生じた箇所のうち、今年度の台風による被災で現況が変化したため、工法の検討に不測日数を要した箇所に係るものでございます。これらにつきましては工期を確保するとともに来年度の出水期までに工事を完了し、早期の復旧・復興を図るために繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

続きまして、2の「一般会計補正予算案その他」の資料をお願いいたします。条例改正についてのご説明でございます。

10ページ、議第73号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正趣旨は、前段で産業・雇用振興部長から説明があったとおりでございますが、今回新たに附属機関に位置づける67の会議等のうち、農林部といたしまして8つお願いをしております。

15ページ、まず最初に奈良県農政推進会議、それからウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会、それから農産物等の知的財産に関する協議会、農業総合センター研究第三者評価会議、みつばち転飼調整委員会、それから16ページにわたりますが、農業新規参入者支援事業判定委員会、林産物等の知的財産に関する協議会、最後に森林技術研究評議会の8つの会議等でございます。

次に、20ページ、議第74号、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。市町村が処理する事務を追加するなどのため、所要の改正を行うものでございますが、農林部所管の事務に関するものについて、22ページ、11番で土地改良法から始まる表になっている部分でございます。土地改良法に基づく土地改良事業の工事完了の届け出の受理等に係る知事の権限に属する事務を大和高田市、五條市、宇陀市、山添村及び曾爾村に権限移譲するものでございます。施行期日は平成25年4月1日となっております。

以上が農林部所管の提出議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡委員長 ただいまの付託議案の説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

質疑があれば、発言願います。

○今井委員 議第73号の奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会の目的はどのようなかをお伺いしたいと思います。前からも何かそういう委員会というか評価会議のようなものがあつたと伺ったのですけれども、今どこに行っても後継者難が言われておりまして、

たくさんの方に農業に入ってきていただくことは大変ありがたいことだと思うのですけれども、募集と実際振り分けられたのと比べると半分ぐらいに減ってしまっているという実績を見ましたので、むしろ応募された方をどうやって定着させるかという支援をするものであってほしいと今思いましたので、そのあたりのことをお尋ねしたいと思います。

○川合地域農政課長　ただいま今井委員から奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会及びその事業内容等についてご質問を賜りました。

まず、この判定委員会のベースになっております事業でございますが、今お話にもございましたように平成21年度に設けた事業でございます。これ農業の担い手の高齢化現象が進む中で担い手を育成確保していく、そのための一環としまして農業以外からの参入を希望され、新たに就農しようとする方、こういう希望者に産地の指導的な農家のもとで、この農家のご理解、ご協力を賜って1年間技術的な研修、経営的な研修をしようという事業でございます。

この事業でございますけれども、1年間に約2回、半年単位ぐらいに募集をいたしまして、応募されてきた方に対して、この判定委員会によって面談を行って、実際に事業に参加していただくかどうかを審査している、そういう委員会でございます。委員会のメンバーとしましては、県職員3名のほかに農業者の方にも3名入っていただいております。この農業者の方といいますのは、日ごろから熱心に農業に先進的に取り組んでおられ、また地域の後継者あるいは若手農業者の方の指導ですとか、それからいろいろな相談に乗っておられる方にメンバーに加わっていただいて、この委員会で審査を行っているものでございます。

今、今井委員からご指摘ございましたように、県といたしましても農業の担い手をいかに育成確保していくかは、非常に重要な課題だと考えております。そういう中で一人でも多くの方に参加していただけることが大切なことだとは認識しているわけでございます。また同時に、農業は申し上げるまでもなくこれを取り巻く経営状況は非常に厳しいものがございます。また、自然を相手にして経営を進めていただくということで、やはりご本人の意欲と覚悟が極めて重要になると考えております。

そういう中で、応募された方がどういう志望動機でこの研修に参加し、また将来就農したいと考えておられるのか、また将来どう経営をしていきたいと考えておられるのか、こういったことを丁寧に面談の中でお聞きしながら審査を進めております。特に事業に参加していただくとなりますと、冒頭ご説明しましたように1年間その方ご本人にとっても非

常に貴重な時間を使って研修をしていただくということになりますので、その後の就農もにらみながら、この研修に参加していただくのがご本人にとっても非常に価値あることかどうかも含めて慎重に審査を行うようにしております。そして、その判定委員会のメンバーであります先ほど申し上げました農業者の方のご意見も十分含みながら審査をさせていただいているところでございます。

今後ともやはり基本的には農業の担い手をしっかりと育成し、また確保していくことが重要だと思いますので、ご本人の意見をしっかりと伺いながら、多くの方に参加していただけるようにこの事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○今井委員 平成21年度から始まったとのことで資料などもいただいたのですけれども、最初の年は13人ほど応募されていたのが、だんだん横ばいになり平成24年では7人ほど、最終的にはそれが4人という実績であったように思います。やはりどんな動機であれ、農業をやりたいというお気持ちを持って参加されておりますので、確かに大変厳しい分野でもありますし途中で続かないだろうという方もいらっしゃるかと思うのですけれども、積極的に受け入れて支援するという立場でこの委員会を進めていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

○岡委員長 答弁、よろしいですね。

○今井委員 はい。

○岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案についての委員の意見を求めます。ご発言願います。

ございませんか。よろしいですね。

それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第71号中当委員会所管分、議第73号中当委員会所管分、議第74号中当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第71号中当委員会所管分、議第73号中当委員会所管分、議第74号中当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

産業・雇用振興部長からエネルギービジョンの骨子（案）について、産業・雇用振興部長及び農林部長から紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組について、農林部長から奈良県中央卸売市場の改革について報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告願います。

○浪越産業・雇用振興部長 それでは、エネルギービジョンの骨子(案)につきましてご説明を申し上げたいと思います。これまで本会議等でご答弁をさせていただいていました事柄について取りまとめたものについてご説明をしたいと思います。まだ検討の経過状況でございますので、今後変更もあり得るということを前提にしてお聞きいただきたいと思っております。

まず、1枚目の奈良県のエネルギー政策の3本柱でございますが、多様な再生可能エネルギーの普及拡大、それから奈良らしい省エネ・節電スタイルの推進、緊急時のエネルギー対策の推進、この3つを柱に据えたいと考えております。

計画の期間であります。平成25年度から平成27年度までの3年間、その後は3年ごとに見直していく形で考えていっております。と申しますのは、固定価格買取制度の単価、買取価格の見直しが毎年行われることになっておりますので、長期の見通しというのはなかなか難しいところがございます。それと国での目標年次も、平成27年という設定もされていることから、比較検証を行うという意味もありまして、こういった期間にしたいと考えております。

それから、3の本ビジョンの目標でございますけれども、1つ目は供給面からの目標設定ということで、2010年をベースにいたしまして供給力ベースという形で目標設定をしたいと思っております。それから、需要面からの目標設定につきましても同様に2010年の震災前をベースにいたしまして平成27年度までの目標設定という形にしたいと思っております。

※印で少し書いておりますが、国のグリーン政策大綱が年末に公表される予定でございますので、こういったことも考えながら検討を進めていきたいと考えております。

4の県の果たすべき役割では5つ記載をしております。記載のとおりでございます。

5のエネルギービジョンの推進体制でございますが、これまでの体制に加えまして☆印で書いておりますが、新たに県庁内にエネルギー政策を所管する組織を設置する予定で検討を進めております。

2枚目に移らせていただきます。まず、多様な再生可能エネルギーの普及拡大ということで、1つ目は太陽光発電でございます。

1の(1)固定価格買取制度等を活用した民間大規模太陽光発電事業等の促進でございます。その下に戦略的なことを書いてございます。②にありますように、民間事業者間における土地・施設の貸付等に係る県のマッチング支援といったことも考えていきたいと思っております。登録窓口等の設置について検討しております。

それから、(2)の家庭用太陽光発電の設置促進では、昨今太陽光発電の設備の価格帯も少し下がってきているようでございます。この価格設定の動向も踏まえながら、家庭用の太陽光発電施設の設置の継続支援をしていきたいと考えております。

(3)公共施設等への導入促進ということで、県有施設をはじめ、市町村施設についても導入を促進したいことから、相談窓口についても設置をしていきたいと考えております。

それから、(4)の農業用施設を活用した発電施設の導入促進では、市町村、団体等が行う可能性調査や導入に対する支援制度を活用した形で普及促進を図っていききたいと思っております。

2の小水力発電でございますが、前回の委員会でも申し上げましたが、採算性の問題はあるかと思えますけれども、河川、水路等を活用した地域振興に役立つ発電施設の導入促進という形で市町村等が行う導入可能性調査への支援や、小水力の発電導入モデル事業といったものについて検討しております。

(2)の農業用施設を活用した発電施設の導入促進では、同じく市町村、団体等が行う可能性調査や導入に対する支援制度等を活用して普及促進をしたいと思っております。

(3)の水道施設を活用した発電施設の導入促進では、県営水道施設における導入促進と市町村の水道施設におきましても導入促進を図りたいと考えております。

3のバイオマス利活用では、木質バイオマスの利用促進ということで、利活用の方策についての検討と具現化への推進を図っていききたいと思っております。

(2)の廃棄物系のバイオマス有効利用の促進では、一般廃棄物処理施設、それからバイオエタノールの生成研究、その他廃棄物系バイオマスの有効利用の促進について検討を進めたいと思っております。

3 ページ、4 の風力発電・地熱発電でございますが、(1) 小型の風力発電の導入可能性について検討を深めたいと思っております。

それから、(2)、温泉熱発電の導入可能性の検討ということで、県内には70度以上の温泉という形で十津川村に3カ所ございますが、十津川村で村と協力をしながら温泉熱発電の可能性について検討したいと思っております。

5 のエネルギーの高度利活用についてでございますが、(1) 県内におけるスマートシティへの取り組みということで、戦略のところに書いてございますが、花吉野ガーデンヒルズ、これは大淀町福神ですが、ここで再生可能エネルギー高度利活用の検討会を設置いたしまして、モデル事業等の実施をしていきたいと考えております。さらに工場団地等におけるコージェネレーション等の導入の支援といったことについても、検討をしていきたいと思っております。

(2)、暮らしを支える電気自動車等の活用でございますが、電気自動車を活用した地域のエネルギーマネジメントの検討、それから水素燃料自動車等の導入可能性検討もしていきたいと考えております。

それから、(3) の太陽熱・地中熱利用の導入可能性検討でございますが、都市部の集合住宅等での太陽熱の給湯利用の普及拡大、それから、地中熱利用の先進事例等の情報収集や導入可能性の検討をしていきたいと思っております。

右側でございますが、奈良らしい省エネ・節電スタイルの推進では、(1) の奈良の節電スタイルの推進ということで、奈良の節電スタイルの提案と普及活動を推進していきたいと思っております。

それから、(2)、事業所等への省エネ・節電対策の支援で、製造業者への省エネ・節電への支援といったことも検討していきたいと考えております。

また、(3)、省エネ・節電グッズ等の開発支援等といったことについても取り組みをしていきたいと考えております。

さらに、緊急時のエネルギー対策の推進でございますが、(1) では避難所等への取り組みで、1つ目に市町村が行う避難所への非常用発電機の導入に対する支援、それから病院、公共施設等の非常用発電機等の整備の検討、それから3番目に電気自動車、LPガス発電等の緊急時の活用検討といったことについて、今後検討を進めていきたいと思っております。

続きまして、紀伊半島大水害の復旧・復興の現状と取り組みについてご説明を申し上げます。

ます。資料「紀伊半島大水害の復旧・復興の現状と取組」をお開きいただきたいと思います。

紀伊半島大水害より約1年3カ月が経過いたしました。復旧・復興につきまして9月以降の取り組みと進捗状況について取りまとめをいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

1 ページは復旧・復興計画の概要につきまして記載をしております。

続きまして、2 ページは平成24年3月以降の主な動きについて記載をしております。

3 ページは復旧・復興関係の予算概要について取りまとめを行っております。

4 ページは避難者の仮設住宅の状況でございます。避難者数は寧生24年11月19日現在で139世帯288人となっております。

5 ページ、避難者の推移と今後の帰宅予定時期を市町村別に記載をしております。9月にもご報告をさせていただきましたが、避難者の8割以上の方々に平成25年度末までにご帰宅いただける見込みとなっております。

次に、6 ページ、7 ページでございますが、避難者の多い五條市大塔町辻堂地区、野迫川村北股地区での取り組み及び帰宅予定時期を記載しております。両地区とも対策工事の進捗等を踏まえまして、平成26年3月末にご帰宅をいただける予定でございます。

8 ページは新しい集落づくりの取り組み状況でございます。避難者の早期帰宅については、引き続き最優先課題として取り組みを進めてまいります。

続きまして、9 ページからはインフラ等の復旧状況についてでございます。道路の災害復旧工事は県管理の125カ所の記載箇所のうち既に120カ所で着工済みでございます。また、完了箇所も34カ所となっております。おおむね順調に進捗をしております。

12 ページから16 ページは堆積土砂撤去、大規模崩落への対応、河川・砂防の災害復旧の状況をあらわしたものでございまして、河川・砂防の災害復旧事業も工事着手が35カ所ふえまして、着手率も92%となっております。こちらも順調に進捗をしております。

17 ページは五條市大塔町赤谷、十津川村長殿などの河道閉塞対策でございます。9月末の台風17号の影響で十津川村栗平の河道閉塞部の一部に侵食などがありましたが、国により対策工事が進められております。

21 ページは産業の復興状況でございます。企業の再建につきましては、一部再建をしていた2事業者が廃業となりまして、再建率は前回90.1%と申し上げておりましたが、そのことから89.9%、多少減少いたしました。廃業された2業者はいずれも別の仕事

についているとのことでございます。

災害復旧対策資金の貸付状況につきましては、貸付件数が前回の160件から164件に増加をいたしました。貸付額も前回の43億1,400万円から44億1,200万円に増加をしております。

また、物産展の開催状況につきましては、今回はじめて報告をさせていただきますが、紀伊半島大水害による災害地域の生業の支援や風評被害の払拭を目的に、被災市町村が物産展の開催及び出展するものに対する補助でございます。平成24年11月22日現在で、10市町村で35回開催をされました。引き続きまして事業の再建についてきめ細やかな対応をしてみたいと考えております。

22ページは観光業の復興状況でございます。南部・東部地域の宿泊客数の動向につきましては、記載のグラフのとおり回復傾向を示しております。プレミアム宿泊旅行券につきましては、12月分までで1万6,000枚が既に完売するなど順調な販売状況となっております。

23ページは安全・安心への備えでございます。土砂災害警戒情報の発令につきまして、これまでの暫定基準を見直しまして、平成24年11月27日13時から通常基準での運用に戻すことになっております。

続きまして、24ページは災害時のライフラインの強化についてでございます。今後の災害に備え、市町村では県の補助制度を活用し、避難所への非常用電源の整備などが進められております。また、県では南部地域の出先機関への衛星インターネットの整備や、大和路ハイウェイの多重化などを行っております。引き続きこれらのライフラインの強化を図ってみたいと考えております。

25ページは重点テーマの取り組み状況でございます。今後の復興におきまして、地域産業の復興、観光の復興、福祉の充実について重点的に検討を進め取り組んでいるところでございます。

26ページは重点テーマの観光と福祉について記載をしております。

27ページにつきましては、ふるさと復興協力隊についての部分でございます。現在15名を市町村に配置いたしております。仮設住宅入居者の生活支援や観光情報の発信などの業務を行っているところでございます。

最後の28ページでございますが、復旧・復興関係の政府提案項目の一覧を記載しております。平成24年11月14日から16日にかけて、各省庁に提案活動を行いました。

た。

以上が、復旧・復興の現状と取り組みについて、その概略のご説明を申し上げました。引き続き復旧・復興に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。ご意見を願いたします。ありがとうございます。

○富岡農林部長 それでは、引き続き復旧・復興の現状と取り組みの農林部所管分についてご説明を申し上げます。

18ページ、農林業関係の復旧状況でございます。農地、農業用施設、林道などが被災しておりますが、復旧工事等、おおむね順調に進んでおります。まず農地ですが、主な被災箇所74カ所ございました。工事着手済みが72カ所、うち完了箇所数が49カ所で着手率が97%、完了率が66%になってございます。それから次に農業用施設（農道・水路・ため池）でございますが、被災箇所が35カ所、着手済みが34カ所、うち完了が22カ所となっております。

19ページ、林道でございます。被災箇所が190カ所ございまして、工事着手済みが140カ所、うち完了が90カ所で着手率74%、完了が47%になっております。それから、治山につきましては被災箇所が107カ所、着手済みが59カ所、うち完了が22カ所、着手率55%、完了率が21%となっております。

20ページに復旧状況の写真をつけさせていただいております。少し見にくいですが、被災直後の写真と、工事後の現状でございます。農林部といたしましては、県一丸となって復旧・復興に早期に取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、もう1件、ご報告をさせていただきたいと思っております。経済労働委員会資料の報告事項という資料でございますけれども、奈良県中央卸売市場の改革についてでございます。

まず、1ページ、奈良県中央卸売市場につきましては、昭和52年に開設をいたしておりますが、以来35年が経過をいたしております。この間、量販店の進出などにより流通形態が大きく変化し、取扱高も著しく減少してございます。さらに今後、本格的な人口減少や他市場との競争激化なども予想されております。従来どおりの経営手法では生き残れないという懸念がございます。今後取扱高拡大に向けて、消費者ニーズを踏まえた事業者の創意ある積極的な取り組みが強く求められております。そのため県におきましては、先進事例も参考にしながら場内の事業者と協議を重ねてまいりました。その結果、事業者とも改革の必要性について共通認識を持つことができましたので、平成25年度から実行に

移していきたいと考えております。

その内容ですけれども、(1) 県の基本的な取り組みのところでございます。

まず消費者、取引規制の見直しが1点目でございます。消費者ニーズを踏まえた川下重視の市場に転換するために卸売業者が産地から仕入れた青果、水産物、これらを次の仲卸業者を通じて小売業者に販売するというのが従来からの取引でございましたが、やや硬直的になってきたこともございますので、この取引規制を見直していきたいと考えております。

それから、あわせて2番目、入退去基準の明確化でございます。活力ある健全な市場形成に向けまして、意欲ある事業者を積極的に誘致したり、使用料を滞納するなど将来性が見込めないと思われる事業者を退去させるための入退去基準を定めまして、事業者に明示をしていきたいと考えております。

2ページで取引規制の見直しの概要を書かせていただいております。

商流というか物の流れを矢印で記載しております。上段の見直し前の図でございますけれども、生鮮食料品を卸業者が生産者、産地等から集荷をして、そして仲卸業者、そして小売店を通じて消費者に届けられるという商流がございますが、消費者ニーズが必ずしも川上、いわゆる産地まで届いていないという現状がございます。下段の見直し後の図でございますが、川下の消費者ニーズにこたえる市場とするため取引形態の弾力化を図っていかうと考えておりまして、1つ目は仲卸業者が消費者のニーズにこたえるべく直接生産者、産地から仕入れる、いわゆる直荷引きと呼んでおりますが、を積極的に推進することを矢印で示してございます。2つ目ですが、卸売業者が集荷した商品を仲卸業者以外の小売事業者等に直売する、いわゆる第三者販売と呼んでおりますが、を積極的に推進する矢印を書いてございます。これらは川下重視の市場として消費者ニーズにこたえる仕組みとして取扱高の拡大を目指していきたいと考えております。それから3つ目、この取引の内容でございますが、県が設置をしております取引委員会というのがございますが、ここでこの成果を検証しながら消費者ニーズの把握と適正な取引の確保を図っていきたいと考えております。

また、1ページ、(2) の事業者と県の個別取り組みについてでございます。今、申し上げました川下重視の取引規制の見直しを踏まえまして、4点書いております。取扱高の拡大、それから2番目に関連棟の活性化、これは消費者対応機能を付加していこうというものでございます。3点目がコールドチェーン、いわゆる保冷機能ですが、コールドチェ

ーン機能を生産から消費までつなげる、そういう機能の充実を図っていきたい。それから4点目が事業者の経営改善の取り組み、他市場では合併とか系列化とかいうことで経営改善に取り組まれているところがふえております。こうした取り組みも支援をしていきたいと考えております。

これらを今後、積極的な取り組みをされる意欲ある事業者、グループと実施協定を準備、結定をさせていただいて、準備、実行に移していきたいと考えております。これら個別の取り組みにつきましては、毎年度ごとにその取り組みの効果等を検証いたしまして改革の実効性が確保できているかどうかをPDCAサイクルでチェックをしていきたいと考えてございます。

市場の報告については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○今井委員 今エネルギーのご報告をいただきまして、新たに県庁内にエネルギー政策を所管する組織を設置予定と聞かせていただきまして、大変うれしく思っております。ぜひ積極的に進めていっていただきたいと思えます。

1つは奈良県の木材の活用の問題です。公共事業に木材を使うことで奈良県でも計画がつけられているのですけれども、公共建築物における奈良の木利用推進方針で現在のところは建築物に特化された方針となっているのではないかと思います。いろいろな公共事業にもっと木を使うべきではないかと思うのですけれども、今回の議案でも川上村の国道169号の橋のつけかえの問題なども上がっております。例えば源流に位置する林業の村でございまして、その役場にかける橋であればもっと手すりの部分だとかいろいろ工夫をして木が使えないかも研究するべきではないかと思えます。

また、今、平城宮跡の舗装の問題もいろいろ議論になっておりますけれども、奈良県の森林技術センターで実験されました木質チップの舗装も既に具体化されて商品化されているとも聞いております。吸水といいますか、浸透率も高いようなことも聞いております。今の計画では、土にコンクリートを4%まぜるといふ舗装で計画をされておりますけれども、専門家の意見を聞きますと、それだと、がちがちのコンクリート舗装になってしまうとも聞いておりますので、こうしたことも一つの検討課題に入るのではないかと思います。

また、兵庫県佐用町では今、大型の太陽光パネルの設置の際、パネルの枠として地元企業の木枠を使うとも聞いておりますし、私の地元では王寺駅の長い通路のところに木の手

すりをつけてほしいという希望なども聞いておりました、住民の方はいろいろなところで木を使ってほしいという要望もかなりあるのではないかと思います。

ことし、私はお正月にパリに行く機会があって行ってきたのですけれども、非常に町中の手すりだとかそれから高速道路の上の土どめとか、いろいろな場所に木が使われておりました、もっと日本でもこうした木の活用ができないかと非常に感じて帰ってきました。

先日、中央自動車道のトンネルの天井の崩落事故がありましたけれども、これまでコンクリートでつくられてきた構造物が50年ぐらいたってくると、いろいろなところで寿命が来ているという状況が起きてきます。人口は減少して予算も減少していく、そういうときに初期の経費だけで木造と鉄筋コンクリートを比べるのではなく、その後のメンテナンスとか解体、そうしたことも考えて、例えば木を使うことで修理が必要なその部分だけ交換すれば維持ができるということにもなりますので、今後社会的に必要なさまざまなものにもっと木を使うことに大変重要な意味があるのではないかと考えております。

その点で、奈良県で木材の活用、具体的にどのようにされようとしているのか、また、この利用方針を見ましたら、必要に応じて見直しを行うと掲げておりますけれども、それについての検討がどのようになっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、川上村迫の崩落のところですが、木が立ったままですべてダム湖に沈んでいったということで、現状は仮説の橋がかかっておりますけれども、山は土のままになっております。

崩落の直後に現地に行ったのですけれども、村の人たちが2、3人で一生懸命崩れたところの土の上を歩いて、何かを探している姿に会いました。何を探しているのですかとお尋ねしましたら、もともとダムが沈む前に村で大切に祭ってきたお地蔵さんがありまして、そのお地蔵さんも一緒に高台に移転をしたようです。そして、移転したお地蔵さんは橋のたもとのところのところに大事に村の人たちがお祭りをしていたのですけれども、今回、物すごい事故だったのに亡くなった方もけが人も一人も出なかったのはお地蔵様が身がわりになって助けてくれたのではないかと。だから、どうしても捜し出してお祭りをしたいのだという気持ちを聞かせていただきました。そこに来ておられた工事の人には、村の人たちが大切にしているお地蔵さんがもし見つかったらぜひ取っておいてくださいとお願いはしてきたのですけれども、何しろダムの中までかなりの土が入りましたので、とてもそれが見つかるとい状況ではないのだらうと思います。

今、奈良県で美しい紅葉など植林をいろいろしようという計画をしていると聞いていま

すけれども、例えばその山のところに秋になったらお地蔵さんの姿が浮かんでくるような植樹ができればいいのではないかと考えておりました、前の村長にもそのお話をしましたら大変喜んで、それは大賛成だと言っていました。今後まだまだ工事は先の話だと思うのですけれどもぜひそうしたことが、具体化できるようになっていけば、その後の皆さんの思いだとか、ダムを祭ってくれているようなその姿だとか、一つのストーリーになって観光にもなるのではないかとと思います。そうしたものもぜひ検討をいただけたらと考えておりますので、要望と意見ということで言わせていただきたいと思います。

それから、ずっとこの間、質問してきましたECコーディネーターの話です。最終的な返還の金額、幾ら返還をさせたのか、延滞金は幾らで、それはだれが負担しているのか。そのあたりの県の最終的な処理結果についてお尋ねをしたいと思います。

○岡野奈良の木ブランド課長 公共事業等への県産材の利用などについてのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、今井委員からのご質問の中で、公共建築物における奈良の木の利用推進方針の中で建物優先になっているのではないかとのご指摘がございました。やはり建物は利用量が多くなりますので建物のところはメインに書いておりますけれども、この中でも建築物以外への奈良の木の利用の推進を位置づけております。例えば公共工事の工作物、工事用の資材についての利用を図っていきましょうというものであったり、県産材を原料とした備品とか消耗品についても利用拡大を図っていきましょうというものでございます。

その中で公共工事における工作物や工事用資材での積極的な利用に向けまして、県では農林部と土木部の関係課で構成されました公共事業等に係る間伐材の利活用検討会を設けておりました、その中で県産材を利用する工種の選定でありますとか、技術的課題の検討などを行っているところでございます。平成23年度におきましても、治山事業におきまして谷どめ工事や土どめ工、それから林道事業におきまして型枠や防護さくへの利活用を図っているものでございます。

木材はもともと軽量で加工が容易でありまして、周辺の景観にもなじみやすいといった利点がありますけれども、やはり天然の生物材料でありますので腐りやすいという欠点がありまして、これまで利用できる工種が非常に限られたものであったわけでございます。委員からもいろいろな事例を上げられましたけれども、最近になりまして防腐加工技術がかなり発達してきておりまして、利用拡大が期待できることとなっております。こうした中、本県におきましても先進事例等を広く研究して、経済性と耐久性を検証しながら利用

拡大に努めていきたいと思っております。

それともう一つ、ウッドチップの舗装の話が出ておりましたけれども、このウッドチップの舗装につきましては、委員お述べのとおりクッション性がありまして透水性にすぐれて、歩道や沿道、そういったものに適しているという事例も出てきております。ただ、施工単価かなり高くなっておるということでございますので、工法の選定に当たりましては、事業効果など十分な検証が必要かと思っております。

それから、方針を見直すと書いてあるではないかということでございますけれども、この方針は、ことしの3月に策定しております。これからこの方針に従いましていろいろな建物ができてくると思っておりますけれども、この方針に基づきまして奈良の木の利用推進協議会という推進組織を設けております。これは建築部門の方や土木、農林の職員が入ってやっておりますけれども、こういった中でいろいろな事例の検証を行いまして改良すべき点はないかとか新たにこういうところに使えるのではないか、こういった議論をして必要に応じて見直しも行っていきたいと思っております。以上でございます。

○鈴木工業振興課長 ECコーディネーターについてご回答を申し上げます。

ご指摘、ご質問いただいております平成22年度及び平成23年度の当該事業におきまして、本来経費としては認められない支出が確認されましたことから、事業者に対して過払い額の返還並びに返還金に関する利息の支払いを求めたところでございます。

そこで返還金額と返還金に関する利息の金額ですけれども、法対象外の経費として返還請求しました額は71万8,893円、利息としまして支払いを求めた額は2万5,748円、こちらは事業者の負担となっております。10月31日までに収納を確認したところでございます。

当該事業は厚生労働省が創成したふるさと雇用再生特別基金により実施した事業でございます。今回収納した返還金並びに利息につきましては現在厚生労働省に返還する準備を行っているところでございまして、年度内には返還を終える見込みとなっております。以上でございます。

○岡委員長 さっきのお地蔵さんの話について何か答弁ないですか。景観の話になるのですけれど、お考えがあれば。

農林部長、一言お願いします。

○富岡農林部長 今、地すべり工事をやっているのは、ご案内のとおり土木部で所管していただいております。その工事の状況を見ながら地元の方の願いとか希望とかを役場を通じ

て、今村長が変わられていますけれども、新しい村長にも話を聞きながらどういう対応ができるのか、よりよくなれば一番いいのかと思いますし、県の農林部で所管しているのは森林を整備していくときの眺望ということで、いわゆる彩り事業、植栽事業をやっておりますけれども、その事業の中でそういうものは取り入れてふさわしいかどうかを検討して、可能な限り対応できればと思います。以上です。

○今井委員 ありがとうございます。

もう一点、聞こうと思って忘れていたことがあります。最低賃金のことでお尋ねしたいのですが、最低賃金がことし改正されまして、奈良県は8円上がりまして699円になっています。大阪府は800円になりまして、前回のときは奈良県が691円、大阪府が779円で、前は大阪府と88円の差だったのですが、今回は101円で改定のたびに地域間格差が広がっている状況が起こっております。今、時給1,000円ということが非常に言われておりまして、国でも全国平均1,000円を目指すことが目標にされているのですが、国では最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援策については、2020年までのできるだけ早い時期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指すことが目標ということで、そうした中小企業を支援する政策を始めておりますけれども、実際、奈良県でどれぐらい活用されているのか、その状況がわかりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○加納雇用労政課長 今井委員からお尋ねの最低賃金ですが、今おっしゃっていたように奈良県の最低賃金は平成24年10月6日から699円となっております。これは、先ほどおっしゃっていた691円から上がっております。これについて国といたしましては、先ほどおっしゃっていたように2020年度までにできる限り早期に全国最低で800円を確保すると、その際には当然のことながら景気状況も配慮してその目標の実現に取り組むという姿勢を出されておられます。

これを実現するための一つの方策といたしまして相談窓口の設置、それからもう一つとしては最低賃金が700円以下の中小企業に対しまして事業所の最も低い賃金を計画的に800円に引き上げるという場合に、その際の就業規則の作成、あるいはそれに伴いまして労働能率を高めるための設備機器を購入する、あるいはそれに伴っての研修をされる、そういった経費の2分の1を国で助成する制度がございます。この制度について労働局に確認をいたしますと、平成23年度実績で25件あったと聞いています。今年度においては平成24年12月12日現在ですが、78件のご利用があるとお聞きしております。

す。以上でございます。

○岡委員長 どうですか。

○今井委員 いいです。

○岡委員長 じゃあ、ほかに。

○阪口委員 先ほど浪越産業・雇用振興部長から奈良県のエネルギービジョンの骨子(案)ということで説明をお聞きしまして、これを見ていると県のエネルギー政策が一步前進したかと評価はいたしております。

1枚目の県の果たすべき役割ということで、役割が1から5で結構明確になっていることも上げられるかと思えます。

2枚目ですけれども、戦略のところでの国の融資制度の情報提供等と、これについては今まで経済労働委員会で少し弱いのではないかと指摘していただきましたので、ぜひこの分についても普及啓発等を進めていただきたいと思います。

(3)の公共施設等への導入促進で②、県有施設を活用した民間等による太陽光発電施設の導入手法の検討とありますが、これは少し抽象的なので、一般質問で質問させていただきましたけれども、県有施設を民間の企業に貸して、貸すかわりに使用料を取ると、そういうことを意味しているのかと考えているのですけれども、そこは少し聞きしたいと思います。

県有施設だけではやはり限られていますので、ここに書かれているように(1)の②の民間事業者間における屋根貸のマッチングですか。これは結構いろいろなところがあると思えますので、太陽光発電の促進に進むだろうということで、その辺も期待をいたしております。以上であります。

○浪越産業・雇用振興部長 県有施設への導入ですけれども、今いろいろな施設の洗い出しをしまして、本当に導入が可能なのか。直接的に県が導入する場合と、今阪口委員が言われたように民間にという形のことも考えられると思っております。その両面で検討を進めたいと思っております。以上でございます。

○岡委員長 よろしいですか。

○阪口委員 はい。

○岡委員長 ほかにございませんか。

○神田委員 中央卸売市場の改革について、「経済労働委員会資料」の改革の内容について、卸市場、仲卸業者とかその辺の詳しいことがわからないのですが、県の基本的な取り

組みのところの仲卸業者を通じて小売業者に販売するというのから変わって、2番目の項目に改革したということですね。仲卸業者を通じるのはものすごく規制というのか、販売とか市場の繁栄に何か支障を来していたのでしょうか。はっきりわからないのですが、この図の流れも私の頭では理解しにくいので、その辺、また後で説明をしていただけたらと思います。私は奈良県中央卸売市場の運営協議会に入っているのですが、もう少し中身をしっかりとわからないといけないかと思って、この改革によって随分変わるのかというところを確認させていただきたいと思いますので、もう少し詳しくまた教えてください。

それと、今、先ほど今井委員からも出ていました彩りの町づくりとか植栽ということで取り組んでいただいていますし、私も橿原市を何とか秋の観光客をふやしたいということで、秋に彩りを去年ぐらいから取り組んでいます。まずは橿原神宮の辺からもみじの名所をつくっていききたいということは前も質問したのですが、橿原市の観光客は本当に秋になると春の3分の1になるのです。これはやはり彩りという秋の観光の名物のもみじの名所がないことかと思って、そういうところをつくっていききたいという思いで、まずは橿原神宮の深田池の周りに、橿原学院高校がある方ですが、あそこはカワウの被害で随分木が枯れてしまって伐採もきれいにされたので、その一帯をもみじでと思って奉仕団体の方に30本ぐらい植えていただきました。あとは拝殿の前に特徴のあるしだれもみじを植えてもらって、毎年そのような形でまずは橿原神宮の公園の中からと思ってしているのですが、県の事業の中で畝傍山のふもとの辺りからそういう計画をつくってもらえたらありがたいと思うのです。橿原神宮の中は幾つかもう、奈良公園ほどはありませんけれども、もみじも植わっているので、その辺を名所にしていくのはまあまあ基本ができているからいいかと思っています。畝傍山の辺りから計画をしてもらえるかどうか説明に来られたのですが、忙しくてその説明はあまり聞いていなかったもので、それを聞かせていただきたいと思います。

それから、万葉の森のことはここでいいのでしょうか、農林部ですか。

くらし創造部ですか、それじゃだめですね。万葉の森も整備はしてもらったのですが、一服して眺めるにはいすもないし、屋根もないし、炎天下で前の景色を見ないといけない、これでは何にもならないと思う。してもらって悪いのですがそんなこともあるので、それは所管の方へ聞きますけれども、この2点だけお願いします。

○嶋本農林部次長（市場担当） 今、委員から中央卸売市場のまず物流、卸、仲卸の役割と、あるいはその流れをどう見直すのかというご質問をいただきました。

中央卸売市場の中には卸業者、これは生産地から物を集荷するという役割を持っており
ます。次に仲卸業者は卸が仕入れた商品を卸売業者から仕入れて、それを県内の小売店や
かスーパーなどの小売業者に卸売をする。そして、各店から消費者の皆さんが生鮮食料品
をお買い求めいただくという流れが原則でございます。これは卸売市場法、あるいは条例
におきまして、卸売業者は仕入れた商品を場内の仲卸業者、もしくは特定の許可を得た小
売業者であります買参人にしか売ってはいけないことになってございます。一方で、仲卸
事業者は場内の卸売事業者からしか仕入れてはいけないというのが法、条例上の大原則で
ございます。

ただし、そのいずれもただし書きがございまして、例えば仲卸事業者が消費者からの要
望があつてこんな商品が欲しいということを卸売事業者に注文を出した場合。ただ、これ
はいろいろな要素があると思うのですが、余りにもロットが小さいとか、これまでの取引
のないところの商品であつたり、価格面のこともあるかも知れませんが、そういったこ
とで場内の卸売業者から購入することができない場合には卸売業者以外から購入してもい
いという例外規定がございまして。一方、卸売業者に対してはせつかく仕入れたけれども、
場内の仲卸業者に売って、なおかつ残品が発生する、売れない場合がある。それは先ほど
申しました仲卸業者、買参人以外の者に、第三者に販売をしてもいいという規定がござい
ます。

ただ、これが開設後30年の商いの中で有意義に活用がされていない部分がございます。
言いかえまして、先ほど農林部長の説明で川上という言葉が出ましたけれども、生産者
と卸、この取引による仕入れ、その品ぞろえとか量、それがメインで動いてしまっている
という決まり切ったような流れがありました。今回の改定でそういった卸業者、仲卸業者
は消費者のニーズをもっと卸業者に注文しなさいと。それを受けたら、卸業者はできるだ
けそれにこたえるような努力をなささいと。仲卸業者は逆に販売の努力を、もっと販路の
拡大であるとかそういう努力をなささいということを促すことによって両方の役割を強化
して、半分競争意識みたいなものを持ってもらって、より注文、需要に応じた品ぞろえや
取引高の拡大を図りたいと思つているところでございます。

2枚目の図もそういった意味であらわしたつもりではございますけれども、わかりにく
い点につきましては、おっしゃっていただきましたらまた改めて詳細をご説明に上がりた
いと思つています。よろしくお願ひいたします。

○田中農林部次長（林務担当、森林整備課長事務取扱） 神田委員からありました樞原 敬

傍山周辺の一帯で計画をできればどうかということですが、所管が違うのですが、風致景観課で今県全体の植栽指針をつくっております。それで、県下を49エリアに分けて、そのエリアごとに植栽計画なり処方せんをつくってどのような手を加えればいいのかとか、どんな彩りのある木を植えたらいいかをプランニングしております。その中の一つに、榎原とかそういう位置づけもあるかと思うのですが、その49エリアの詳細を今持っておりませんので、また風致景観課とご説明に上がりたいと思います。だから、そのエリアの中の一部として、森林整備課の部分は、例えば森とのふれあい推進であるとか山を眺めるなどの事業があるということです。それぞれの事業課でそのエリア、エリアでやられる所管が方々にまたがっていることになります。

○神田委員 済みません。少しわかりましたけれども、卸売市場のところは今までからのただし書きを利用していたら別に改革はしなくてももう少し発展したのかとは思いますが、その辺これを外すというか、改革することで活発になればいいのかどうか期待しております。結局は残品があるとやはり卸売業者さんは困るので、仲卸の方から注文があってもあまり入荷しないとか、そういう悪循環が続いていたのかなと思いますけれど、卸売業者が直接ただし書きのとおり、小売というか一般の方に売ったり、注文があったら売ったりしてもいいのかですけれど。そういうことはやっておられるのですか、やってもいいのですかということと、それから植栽の方は、そうしたら風致景観課で聞いたらいいのかもしれないけれども、彩りとかのことは農林部ではないのですか。

(関係者が方々にまたがるのです」と呼ぶ者あり)

ですから、私はこの委員会の所属なのでこの委員会で言わせてもらえたらと思いますので。

そうしたら、もうついでにこれもここではないかもわかりませんが、最近、甘樫丘や畝傍山に登って下を見るには、木が大きくなって全然見晴らしが悪くなっているのです。昔甘樫丘へ登ったらずっと大和平野が見えたのに。山登りする人も多いので、見晴らしがいいように、何とかあれをうまく切ってもらえないかという話は今よく聞くのです。ここと違うかもわかりませんが、またがっているのだったら言ってください。

○嶋本農林部次長(市場担当) 改革することによって、第三者販売ということで卸が直接消費者の皆さんに小売するようなことも考えられるかというご質問かと思えます。

ここで言っております第三者販売と申しますのは、従来からもあるにはあるのですけれども、これは他市場の卸であったり仲卸さんへ売る、一般的に転送と言っている部分なの

です。あるいは区域外の小売店への卸売などを想定しておりまして、卸があな場所て消費者に直接小売ということは今のところ考えていません。

ただ、各他市場におきましての消費者対応、例えば京都市中央卸売市場のすし棟でありますとか、神戸市中央卸売市場でも関連売り場棟に一般の方が入りやすくするとか、いろいろな魅力づくりという点で取り組みをされています。そういう意味ではメインは仲卸かもわかりませんが、奈良県でも関連棟を活用して、もう少し消費者の皆さんに中央卸売市場というものを認識していただけるような取り組みもしたいと考えております。だれがそういったことに取り組んでいくかは、これこそこれから意欲を持ってもらう業者さんごとにどんなことをしたいかをメニュー化していきたいと考えております。以上でございます。

○神田委員 では、それではよろしくお願ひいたします。だから、中央卸売市場の関連棟の魅力をも少し考えて、一般の人でも奈良県中央卸売市場へ買い物に行きたいと、少しPRができていないのかと思いますので、それを要望しておいて終わりです。

そっちのもみじについて。

○富岡農林部長 2点あったと思うのですけれども、部がまたがってということです。一応県でいろいろな場所場所で、例えば河川であったり公園であったり、農林でしたら森林と。そういうものを所管というか面的に持っておりますので、その中で有効な手段を講じて彩りをつくっていくことを、これもばらばらにやっていると奈良県全体として景観がよくなるかという、逆に悪くなる可能性もありますので、これは知事の命で県庁1本で、まずくらし創造部に本部をつくって、その中に次長クラス、課長クラスが入って一緒になって整合をとりながらまずはプランをつくろうということで今作業をしてもらっていて、当然我々も担当課がメンバーに入っています。その中でそれぞれのエリアを、先ほど申しました40何カ所を決めて、順次計画的に段階的に予算の範囲内でやっぺいこうと、こういう全体のスキームになっています。

その中で、今個別具体の箇所が出てきましたので、それがそのエリアの中でこういう景観、彩りをした方がいいとか、その場所でもやはり植栽の仕方も違ふし、何を植えたらいのかもありますから、コンセプトも大事にしながら具体の事業費を使いながら県全体として整合性をとって事業をやっぺいこうと、こういう仕組みになっておりますので。ですから個別のおっしゃっている箇所については、また後ほど図面で聞き取らせていただいて、本部会議でどういふものが一番ふさわしいのか、可能な実施時期についていついふいふも

のでできるのかとかも、もう少し具体的に、一たん手を入れてしまうととに戻すのが大変なことになりますから慎重にやる必要もありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、甘樫丘については明日香法がかかっています、甘樫丘は多分第1種が一番厳しいところだと理解していますので、木を切るにしてもきっちりした規制を守りながらということになりますので、そこはまた慎重にやらないといけないと思えます。所管課が違っていて、くらし創造部の風致景観課になります。よろしくお願ひします。

○神田委員 そうすると、言っているところもエリアに入るように。また後で教えてください。以上です。

○岡委員長 私からも重ねてお願ひします。よろしく。

ほかにございませんか。

○森山委員 私からは1点、企業立地について質問させていただきたいと思えます。

県からいろいろな規制緩和を行って、県外から県内へともう100社以上の会社や、企業が設立されたということで順調にいつているという話は聞いておりますし、人口が減少していき、働き手も県外へ出る人が多い県内の状況では企業誘致するのは非常にいろいろな意味で効果があると、奈良県にとって大切なことだと認識はしております。これからは引き続き、県外からの企業も県内に誘致をしていただきたいと思えます。きょう質問させていただきたいのは県内に既にある企業工場についてのことですが、いろいろな優遇施策があつて規制緩和がされて県外から奈良県下へ来ている工場であると、今までは調整区域で建てられなかったけれども、こういう条件なら緩和をして認めましょうということで、建てられなかったところに新たに建てられるような形で進められるようになったがために県内へ呼べるという形になるところもたくさんあります。一方、県下で奈良県が人口がふえる前から工場をずっと経営をしていた、そういう存在のところについてどれだけ工場を守っていただける施策は行われているのかを尋ねたいと思えます。

具体的に言うと、場所によりけりですけども、奈良県は新興住宅がふえていきましたから例えばもともと工場があつたところの周りに住宅がふえていって、やがて用途区域がここはもう住宅が多いので住宅区域にしていきたいと思いますと指定されて、今住宅の中にまじって運営されている会社がありますけれども、もう40年も50年もたつていくと当然老朽化して、それを今度新しくその場所で建てかえましょうと考えたときに、いや、ここは既にもう住宅区域になっているから新しい工場の建設は認められませんとなくなってしまうの

が今の用途区域でかかっている規制です。そうであると結局この地域で生まれ育った産業がそこから出ていかなければならない状態になってしまうのです。

奈良県から見ると別にそれが橿原市から桜井市に移ったり、橿原市から広陵町へ移ったりということがあっても、同じ県内ではあるかもわかりませんが、その市町村の中ではぐくんできた事業所がその市町村から外に出るといことは、その市町村にとってはやはり痛いことでもありますし、その工場が地域で果たしてきた貢献度から見ても市町村から見ても出ていってもらったら困ると思っている方が多いのです。そういう形で、地域の住宅の中ではありますけれども、ともに歩んできたような工場がいざ古くなってきたから、建てかえましようとなったときに、そこでは建てかえが認められない、それは住宅区域に指定されているからということですが、そういうところを規制緩和してあげることが意味のあることだと思っております。そのあたりのところは今のところは変わらないらしいのです。そうするとその会社、工場は残念だけれどもうその地域を去って、遠いところに工場をつくらないと仕方がないという状態になるのです。もともとそこから発祥した工場が繁栄して住宅もできてきたという条件にあるところでは、もう少しその地域でこれからも生きていくというか、ずっと企業を続けられるようなそういう規制緩和も含めるべきではないかと考えているのですけれども、そのあたりはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○森田企業立地推進課長 今、森山委員お尋ねの、もともと奈良県の地域の中で長年事業活動されている企業の拡張投資、工場を拡張したいという場合の事例のお話でしたが、実は森山委員ご指摘の事案、結構件数はありまして、我々としても日ごろからそういう場合にはどうやって応援したらいいのかと、いろいろ知恵をめぐらしながら研究は続けているところです。

おっしゃいます住居系の区域、市街化区域の中で住居系の用途地域に指定されているところは、ご指摘のとおり工場としてはもう50平方メートル以下の小規模なもの、あるいは用途地域の設定以前から建っている工場の拡張については工場面積の2割までの増築、そこは法律でも認められているのですが、この点に関しては建築基準法の中での別表で明記してあるものがございます、今のところ我々として法律の枠内で動かざるを得ないような状況というのが正直なところです。

そこで、かといって森山委員がおっしゃるように県内の企業、しかも工場拡張しよう、投資をしようという企業は本当に地域にとっての財産だと思っております、その点は何

とか我々も応援したいという意識は強く持っています。そこで、当面代替的な対策ということで、おっしゃるように、できるだけ同じ市町村の中で動きたいという希望が多々ございますので同じ市町村の中で見つけられるように、これは別の規制緩和でございますが、市街化調整区域の中でもともと地場産業として認められている一定の業種に関しては調整区域の中で立地が可能になるように同じ大字、あるいは隣接大字で2事業所、同じ業種があれば立地ができると、そういう規制緩和を設けておりますので、極力その制度を使いまして現在の事業所の近くの敷地をご紹介します。それを一番今、代替案としては使いながら努力しているところでございます。

今後も、法律で決められた事項ですので、そこをどうしていけるかはすぐには妙案は持ち合わせていないのですが、当面、ご指摘いただいたような事例も含めまして、県内でもともとずっと長く活動されている企業の投資という場合も企業の声をじっくり聞きながら、かつ、きっちりと近くで投資ができるように粘り強く応援はしていくつもりでおりますので、引き続きそういう形で進めていきたいと考えております。

○森山委員 どうも答弁ありがとうございました。

地域振興産業がそういう条件で周りの町村に2つ以上あったら認めることができるという制度があることはわかっているのです。その場合は、今言った件でいうと、今あるところから同じ市ではありますけれども違う場所に移動しなければならない。もともと工場を始めたところは、調べてみると自分が住んでいた家の横の庭の敷地のところに工場をつかって、そこから大きくなっていったので、家の隣に工場があるというケースが割と多いと思うのです。だから、隣だから利便性も高くていいということなのですが、今のお話では、今の場所はどうしてもだめだから別の場所に移動するような形で進めないといけないというのが今の条件になってくるということですからけれども、さきほどの奈良県の今の規制緩和では、今まで調整区域で建たなかったところでも建てられるようになってきたという規制緩和が、企業誘致するに当たって非常に大きな効果を出しているということがあります。もともと本来建ってはいけない場所に建てられるように規制緩和したというのは、それは環境を悪くしないでやるとか、いろいろな線引きはしながら許されるところはぎりぎりまで許していこうということで進めていっていると思うのです。だから、公害とか、今までなかったところに建てたから公害が起こってしまって要らないということは当然ですがけれども、私の言っている工場は、周りに住宅があるような中で何十年やっていますけれども、周りの住宅の人たちにも認められて仲よく地域で繁栄している会社です。そこにも

う一度建てかえをしたからといって公害が生まれるわけでもない、騒音が生まれるわけでもないし、地域とこれからも仲よくもやっていけるかと思われま。望まれるのはその自分のところの土地で建てられることが本来希望しておられることですがけれども、今の県下の規制緩和の中ではそれができないからさきほど企業立地推進課長がおっしゃった近い場所であつたらいけるような条件、地域振興産業にかなうものがありますと。今言っているのは地域振興産業に入っているのものでそれができるのですけれども、やはりその場所が一番利便性が高く望まれているもともとの会社であるのです。そういう奈良県の発展とともにずっと歩んできたような工場がいきにくいような形の規制緩和をもう少し探していけば、公害を起こすとか、環境を破壊するとか、そんなことは全然ない、周りから敬遠されるということは全然ない会社ですからそういうところがいきにくいような緩和をお願いします。この先も一緒に知恵を絞りながら考えていただけたらありがたいと思っています。よろしくお願いします。

○岡委員長 要望でよろしいですか。

○森山委員 要望で結構です。はい、お願いします。

○岡委員長 では、ほかに。

○猪奥副委員長 奈良県エネルギービジョンの再生可能エネルギーについて2点お尋ねをします。

1点目は太陽光発電の(4)農業用施設を活用した発電施設の導入促進とていうところですがけれども、これはどういうことをイメージしたらいいのかわからないので、ご説明いただければと思います。

2点目が、5のエネルギーの高度利活用の(2)の②水素燃料自動車等の導入可能性検討というところですがけれども、去年でしたか、福岡県に視察に寄せていただき水素発電の見学をさせていただいた次の日に断念という記事を見ましたが、経済産業省は福岡県北九州市は水素はもう無理だ、ペイしないというご判断だったかと思うのですがけれども、今の時期になって奈良県がどうしてこれを検討しようと言うのかよくわからないので、ご説明をいただければと思います。

○岡委員長 以上ですね。

○猪奥副委員長 2点お願いします。

○菅谷農村振興課長 エネルギービジョンの中で農業用施設を活用した太陽光発電ということに関するご質問ですがけれども、ここでいいます農業用施設というのは農村部におきま

しては、例えばため池とか農業用水路とかいろいろなこれまでのつくられてきた農業に関する施設がございまして、こういった部分の中で面的に利用できる土地資源として利用できる場所があれば、例えばため池ですと堤体部分で太陽光発電パネルを並べた場合に太陽光発電が利用できるのではないかと、そういう形で今検討を進めているところでございます。

もう少し具体的に言いますと、大きなため池として県に倉橋ため池というところがあるのんですけれども、その部分ののり面とか湖面なども利用した場合にどうかということを検討してまいりまして、これまでのところ、倉橋ため池で言いますと堤体の内のり面と申しますか、南西の方を向いているのんですけれども、そこであれば採算がとれそうな状況になっておるといことで、今後さらに設備や電力の利用方法、それから採算性について詳細をもう少し検討していきながら導入実現に向けて進めていきたいと考えておるところでございます。

○村上産業・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱） 水素燃料の自動車等の導入の可能性の検討でございますけれども、これにつきましては平成27年に経済産業省で全国100カ所の基地と申しますか、エネルギー供給の拠点を設けるという計画があると伺っておりますことから、更に100カ所のうちには奈良も1カ所入っておるとい情報がありましたので、平成25年度から勉強会を立ち上げる程度の取り組みをさせていただいて、今後平成25年、26年と方向性を模索していきたいと考えている次第でございます。

○猪奥副委員長 ありがとうございます。そういえば、ため池の話はもう随分前から知事のご発言されていたかと思えます。これを見ても思うのんですけれども、前のバージョンのものが今のこの資料にどう落とし込まれているかが非常にわかりにくくて、初めは5つのワーキングチームをつくって云々というご説明だったのが、恐らくワーキングチームがふえて緊急時のエネルギー対策のワーキングチームが新しく発足してご検討いただいているのかと想像はするのんですけれども、議論をしていった結果、こういうものがやはり必要だったからこれは新しいとか前言ってたものがこれに落とし込まれていますよというようなことが、今最新の骨子案を見たらわかるようなペーパーをつくっていただければと要望します。

もう一つ、水素燃料の話ですけれども、再生可能エネルギーというのはどんどん普及していくべきだとは思ってはいますが、やはりコストのこともありますし、研究出版を見た結果、国から予算がつくから研究はするけれども、やってみた結果無理だと思ったら、む

だだと思ったらやめるべきというのも判断の一つとして持っていただければとお願いをします。

もう一つ、質問したいのですが、先日の代表質問で職業訓練と求職者支援訓練の情報を共有した方がいいのではないかと質問しました。その質問した中の大部分はお答えいただいたのですけれども、情報共有を一括化して、求職者の方に2つの訓練は違うけれどもこういうのがありますということが1カ所でわかるようなものができればいいのではないかと考えておまして、それに対してご答弁をちょうだいしていなかったやに思うのですけれども、ご答弁いただければと思います。

○加納雇用労政課長 今、副委員長からお尋ねのありました公共職業訓練と求職者支援訓練との間の連携ということかと思えます。

その点については、答弁させていただいたように求職者支援訓練をやっておるのはポリテクセンターでございます。それから、私どもでは公共職業訓練と、その中でも委託訓練という形のことをやっております。その中身については、どちらにしても労働局を介してこの訓練を受けていただくこととなりますので、労働局の窓口においてはポリテクセンターではこういう訓練をやっています、それから、県ではこういう委託訓練をやっていますという形で、実際に訓練をご希望される方ないし求職者の方については労働局の窓口において1本化された形での情報提供という形になっております。したがって、その中でどちらを選択されるか、もしくは労働局からどういうご相談で、こちらの方がいいのではないですかというアドバイスもしている状況でございます。

○猪奥副委員長 労働局ではそういうふうにさせていただいていることはわかってはいるのですけれども、委託訓練をやっているのは県ですから県も求職者支援訓練の情報を入れて県として提示することも可能なのではないかと思います。どちらがはっきりとつくっておられるのかわからないのですけれども、富山県などでは県の雇用労政課みたいなところのホームページから両方の施策が合致したようなものが見られるのです。ホームページにそうやって県が努力してアップすることによって求職者が、ああこんなことができるのだったらハローワークに行ってみようかという第一歩にもなるかもしれませんし、こういう後押しは、県としてはできるのではないかと思います。また、富山県のホームページでも見てください。以上です。

○岡委員長 もう答弁、よろしいか。

○猪奥副委員長 はい。

○岡委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。ご苦労さまでございました。